

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月27日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

太尾ポンプ場No. 10自家発用ディーゼル機関緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

港北区大倉山六丁目19番1号

3 契約日

令和7年1月27日

4 履行日又は履行期間

令和7年1月27日から令和7年8月29日まで

5 契約金額

10,000,000円（概算）

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社IHI原動機 代表取締役 村角 敬
東京都千代田区外神田2-14-5

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

太尾ポンプ場は太尾幹線（合流）に流入する汚水を中継して港北水再生センターに送水すると共に、雨水を鶴見川に排水を行う汚水中継ポンプ場です。

太尾ポンプ場 No.10自家発用ディーゼル機関は、降雨時に発電機を駆動して雨水ポンプを運転するもので、浸水対策において必要不可欠な設備ですが、ディーゼル機関のシリンダヘッドが損傷する故障が発生したため現在運転することができません。

このままでは大雨時に雨水排水能力を十分に確保することができないため、緊急に対処する必要があり、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当該機器は、株式会社IHI原動機が独自の技術を用いて設計、製作及び据付を行ったもので、同社の特殊部品が用いられており、同社でなければ交換部品を手配する

ことができません。

また施工においても、仮に当該機器の仕様や機能を熟知していない者が施工した場合、知識・技術の不足による施工不良により性能を確保することができないだけでなく、振動や過負荷等の不具合が発生してディーゼル機関が運転不能になる恐れがあり、同社の熟練技術者でなければ当該機器の整備を行うことはできません。

したがって、当該機器の仕様や機能等を十分に把握し、施工が唯一可能な株式会社 I H I 原動機と随意契約いたしました。

9 所管課

下水道河川局港北水再生センター